

# 知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

## <2015年8月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
韓国弁理士 金 成鎬

8月には、9月から施行予定の韓米特許共同審査制度に関する記事を紹介する。その他、最近立法予告された、仲裁に関する改正法と韓国法律市場開放に関する規定に関する記事を紹介する。

28日付の連合ニュースによると、韓国特許庁は、9月1日から韓米特許共同審査制度を施行すると26日明らかにした。特許共同審査制度は、特許決定するかどうかの判断に決定的な要素である先行技術文献を両国間で共有して、これを基に迅速に審査を行う制度である。韓米両国の調査結果を事前に共有して審査することにより、特許権の法的安定性を向上させることができ、当該出願件の優先審査によって両国で早期に特許権を取得することができる。韓国と米国に同一の発明を特許出願した出願人による申請を前提条件としており、特許の質の向上のために、2013年に特許関連の国際会議で韓国が最初に提案した制度だ。米国は、世界最大の特許市場であり、国内企業を対象とした特許紛争が最も頻繁に発生する国家という点で共同審査の役割が期待され、最大4千ドルの米国優先審査申請料が免除されて、国内企業の米国特許取得の時間と費用負担が減る見込みである。2007～2012年基準の国内企業の国際特許紛争件数は、米国が709件と最も多く、日本152件、ドイツ65件、台湾45件、スウェーデン23件、英国18件、カナダ15件などの順だった。韓国特許審査企画局長は、「総合的な特許の質の向上対策の一つとして、国際的に簡単に無効化されない強い特許を付与する韓米特許共同審査制度を施行する」とし、「今後、中国、ヨーロッパ、日本など、国内企業が必要とす

る国に拡大されるように努力する」と明らかにした。詳細については、韓国特許庁 ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) と米国特許庁 ([www.uspto.gov](http://www.uspto.gov)) ホームページに開設された特許共同審査ウェブページを通して知ることができ、これに関連する問い合わせは、特許庁の特許審査制度課 (韓国電話番号042-481-5400) で行っている。

4日付の韓国経済新聞によると、韓国法務部は4日、仲裁の対象を拡大し、合意要件を緩和する内容を盛り込んだ仲裁法一部改正案を立法予告すると明らかにした。今回の改正案が発効されれば、独占取引禁止違反による不公正取引行為に関する紛争、特許権等の知識財産権の効力に関する紛争なども仲裁で解決できるようになる。これと共に、双方の意思が確認されれば、公式書面だけではなく、電子メールなどでも仲裁合意を認めるよう手続上の要件が緩和される。改正案には、仲裁判断の実効性を確保する案も盛り込まれている。仲裁判断部が、仮差押・仮処分などの一時的処分を下せば、裁判所を介してその処分を執行することができるようにして、確定判決と同一の効力を有する仲裁判断の執行が裁判所の決定で迅速に行われるようにした。今回の改正案は、2006年に国連国際商取引法委員会が設け、国際的に通用する「改正モデル仲裁法」の内容を収容した。韓国法務部は、改正案が施行されれば、毎年70件余りの国際仲裁件数がシンガポールの水準である年間230件余りに増えると予想している。法務部の関係者は、「仲裁制度を国際基準に合わせて先進化し、仲裁の活性化に障害になっていた規定を整備し、

国内の仲裁事件処理件数を高める一方、国際事件を誘致して経済活性化に貢献したい」と述べた。今回の改正案が9月の国会本会議を通過すれば、閣議を経て公布の1年後の2016年末に施行される予定である。

5日付のソウル経済新聞によると、韓国法務部は、来年7月から開始される法律市場の3段階開放の具体的な方法を定めた外国法諮問司法改正案を4日国会に提出した。改正案が国会を通過すれば、外国法律事務所は、国内の法律事務所との合弁により、韓国企業の国内事業に関連する助言業務を行うことができるようになる。現在、韓国の企業は、海外事業や国内法と外国法が重なる事案だけ外国法律事務所の助けを得ることができるが、今後は国内の買収合併(M&A)、不動産、金融などの関連業務も外国法律事務所(合弁会社)に委ねられることになる。合弁会社は、韓国の弁護士を雇うことも可能になる。しかし、韓国法務部は、韓国の法律市場を保護する「防御壁」も厚く積んだ。まず、合弁会社の業務範囲では、国内訴訟業務を除いて、事実上、諮問業務のみ取るようにした。諮問業務も政府機関を対象にはしていない。公証・労務・知的財産権等の登記・登録関連業務も制限される。外国法律事務所が所有することができる合弁会社の株式は、49%に制限され

る。合弁会社を外国法律事務所が主導的に運営することを防ぐためである。持分は49%以下であるが、顧客に被害を及ぼすなどの事故が起きたときは、無限責任を負う。設立されてから3年が経過した国内外の法律事務所だけ合弁に参加できるようにした点も「防御効果」が大きいとみられる。外国法律事務所は、規模の大きい国内法律事務所と合弁することは多方面で負担になるため、既存の法律事務所では、国内の弁護士人材だけ引き抜いたり、創業したばかりの小規模法律事務所との合弁方式を好むことが知られていたが、改正案どおりなら、このような方法が源泉を封鎖することになる。これに対して、外資系法律事務所は強く反発している。国内に進出したある外資系法律事務所代表は、「保護レベルがこのように高くては、合弁会社を設立して得ることができる利点がほとんどない」とし、「改正案が通過しても合弁会社設立をしようとする外国法律事務所は皆無だろう」と指摘した。国内の法律事務所代表も、「国内の法律市場を保護しようとする政府の意図は理解できるが、あまりにも防御的で政策の実効がないのではと懸念される」と明らかにした。法律市場の3段階開放は、欧州連合(EU)諸国を相手には来年7月に、米国を相手には2017年3月以降に始まる。

#### 《訴訟関係》

- ▲韓国公正取引委員会は5日、国際音響標準技術を有しているグローバル企業のドルビーが特許使用と関連し、サムスン電子、LG電子などの国内メーカーと結んだ不公正契約条項を削除、および変更するように是正命令を下したと明らかにした。ドルビーは、国内メーカーに特許の効力または所有を訴訟などで争うことができないようにしていた。(6日 ソ新)
- ▲SKハイニックスは、米国半導体メーカーのサンディスクが提起した営業の秘密関連の訴訟問題を合意で妥結し、両社間の協力を拡大することにしたと5日明らかにした。既存のクロスライセンス契約を2023年まで延長し、一部はロイヤリティーを支払う内容に合意しながら、訴訟問題を最終的に締めくくった。(6日 朝鮮)
- ▲8月5日韓国法曹界によると、特許権者であるA氏など2人は、希望する文やイメージを、受け取る人の携帯電話に表示するようにするSKテレコム「レターリングサービス」が、自分たちが出願した「広告機能を有する音声基盤発信番号表示サービス提供方法および装置」などに関する特許を侵害したとして、7月29日、ソウル中央地裁にSKテレコムを相手に特許侵害禁止と損害賠償請求訴訟を提起した。(6日 マネ)

- ▲マイクロソフト (MS) がノキアの携帯電話製造部門を合併買収したことに対して、韓国公正取引委員会から最終承認を受けた。MSは、M&Aの承認を受ける条件として、今後7年間は国内外で競争関係にあるサムスン電子、LG電子など韓国の携帯電話およびタブレットPCの製造会社に自社の特許と関連して訴訟を提起しないことにした。韓国公取委は、このような内容の「同意議決」を条件として「MSとノキアの携帯電話製造部門の企業結合の件」を承認したと24日明らかにした。(25日 東亜)
- ▲最近、ソウル中央地裁民事合議12部は、日本の製菓業者の江崎グリコが昨年11月に韓国ロッテ製菓を相手に提起したデザイン権侵害禁止請求訴訟で、原告勝訴の判決を下した。(28日 アジ)

### 《立法》

- ▲韓国法務部は4日、仲裁の対象を拡大し、合意要件を緩和する内容を盛り込んだ仲裁法一部改正案を立法予告すると明らかにした。今回の改正案が発効されれば、独占取引禁止違反による不公正取引行為に関する紛争、特許権等の知識財産権の効力に関する紛争なども仲裁で解決できるようになる。(4日 韓経)
- ▲韓国最高裁判所が設けた「知識財産中心裁判所プロジェクト」によると、最高裁判所の知識財産中心裁判所推進委員会は、来年2月、国際裁判所を設立する内容などに対して最近合意し、8月17日、意見を採択することにした。(4日 朝鮮)
- ▲韓国法務部は、来年7月から開始される法律市場の3段階開放の具体的な方法を定めた外国法諮問司法改正案を4日に国会に提出した。改正案が国会を通過すれば、外国法律事務所は、韓国国内の法律事務所との合弁により、韓国企業の国内事業に関連する助言業務を行うことができるようになる。一方、合弁会社の業務範囲では、国内訴訟業務を除いて、事実上の諮問業務のみ取るようにした。(5日 ソ経)
- ▲韓国最高裁判所は17日、IPハブコート推進委員会3次会議を開き、史上初の国際裁判部設置方案に対する議決文を採択、最高裁に建議したと明らかにした。最高裁によると、多数の委員が国際裁判部設置方案に志を一つにしており、委員会の公式議決を尊重して国際裁判部設置のための準備作業に迅速に着手する予定。(18日 ファ)

### 《行政》

- ▲韓国未来創造部が7月16日公開した監査結果によると、2005～2015年に韓国生産技術研究院、韓国航空宇宙研究院など8つの政府機関所属の研究員20名が、国家研究開発(R&D)課題を遂行して得た「職務発明」の成果を、個人名義の知識財産権として出願したことで摘発された。(6日 東亜)
- ▲韓国の中小・中堅企業の研究力量の強化、技術開発のための政府の支援効果が表れていることが分かった。2013年と比較して、売上は24.6%、企業1社当りの技術開発件数は65.9%増加した。これは、産業通商資源部と国家科学技術研究会が、昨年259名の研究人材を中小・中堅企業に派遣し、これら企業の技術隘路などを解決した結果である。(21日 デジ)
- ▲26日、韓国銀行が発表した「第1四半期中の韓国知識財産権貿易収支」の統計によると、国内企業が特許等の知識財産権を対価として外国に支給した金額は49億7,000万ドル。一方、国内企業の知財権輸出規模はその半分の26億6,000万ドルに過ぎず、知財権分野の貿易収支の総額は23億1,000万ドルの赤字であることが分かった。(27日 ファ)
- ▲環太平洋パートナーシップ協定(TPP)戦略フォーラムは、26日午前ソウル市江南区の韓国技術セン

ターで第15次会議を開き、T P P 知識財産権規範の導入が韓国内に及ぼす影響などを議論した。T P P の核心争点のうちの一つである知識財産権規範は、合意を導き出すのに困難さを経験する代表的な分野で、専門家は、すでに韓米F T Aを通して先進化された知財権規範を導入した韓国としては、追ってT P P に加入しても大きな負担にはならないだろうという意見。(27日 へ経)

▲韓国特許庁は、9月1日から韓米特許共同審査制度を施行すると26日明らかにした。(28日 連合)

#### 《その他》

▲2日、韓国教育部が韓国国会に提出した「大学別の特許獲得および商用化の現況」によると、昨年まで韓国の234の大学校が受けた特許は、合計6万4,413個(国内5万8,860個・海外5,553個)だったが、2014年基準で特許技術の商用化に成功した技術移転契約件数は、3,256件に過ぎなかった。(4日 世界)

▲韓国中小企業中央会が10日、500個特許を保有している中小企業を対象に実施した「中小企業特許経営隘路調査」の結果によると、応答企業の40.2%は特許紛争に対する備えを全くしていないことが明らかになった。(11日 デジ)

▲韓国特許庁によれば、2015年3月末基準の化粧品分野の国内特許出願件数は、アモーレパシフィック1,205件、L G生活健康862件、コリアナ化粧品309件の順であったことが明らかになった。(13日 電子)

#### ※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亞：東亞日報(東亞日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、世界：世界日報(世界日報社)、京郷：京郷新聞(京郷新聞社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、電子：電子新聞(電子新聞社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、韓国：韓国日報(韓国日報社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、イー：イートゥデイ(イートゥデイ社)、へ経：ヘラルド経済(ヘラルド社)、エ経：エネルギー経済(エネルギー経済社)、マネ：マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、アジ：アジアトゥデイ(アジアトゥデイ社)、ソ新：ソウル新聞(ソウル新聞社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、連合：連合ニュース(連合ニュース社)